

序章 はじめに

1. 策定の背景

美濃市では、平成7年（1995）に美濃市都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）を策定し、用途地域の見直しや伝統的建造物群保存地区の指定など計画的な土地利用の調整を図ってきたほか、高速道路の整備促進、公共下水道長良川左岸処理区等の下水道整備など都市施設の整備に努めてきました。

しかし、策定以降概ね20年近くが経過し、人口減少や少子高齢化など本市を取り巻く社会環境が大きく変化してきたほか、美濃市総合計画などの上位・関連計画の見直しや策定、都市計画法の改正等によりマスタープラン自体にも土地利用や都市計画を決定する上で新たな課題等を生じてきました。

このため、マスタープランを全面改訂して都市計画に関する新たな方針を定めることにしました。



2. マスタープランの目的

マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的な都市づくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

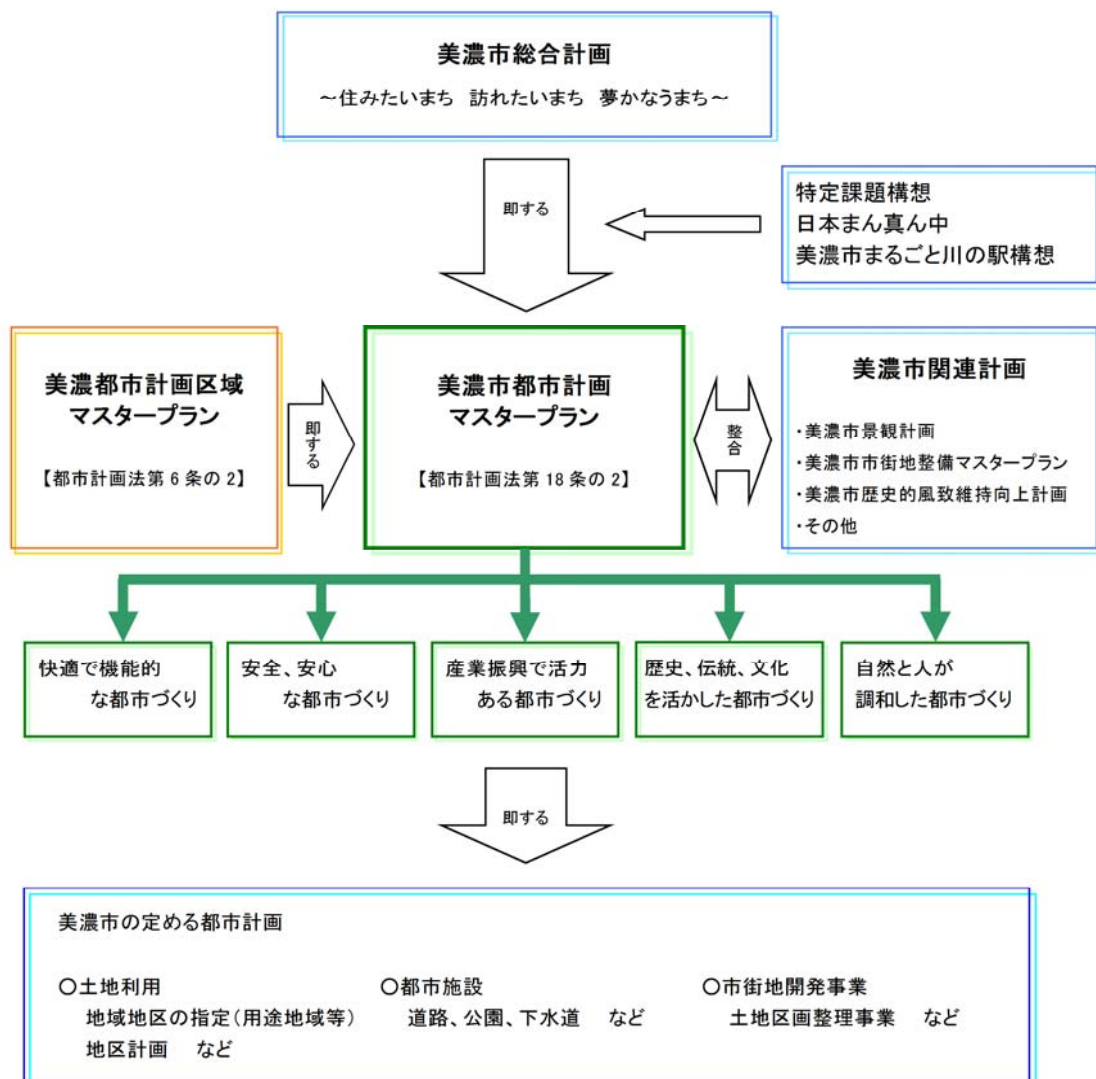
「美濃市都市計画マスタープラン」は、これからの都市づくりの基本方針として、土地利用をはじめ、道路、公園、下水道等の都市施設、町並み、景観などの都市を構成する様々な要素に関して、美濃市が目指す都市づくりの方向性を示し、それに基づき実現していくことを目的として策定するものです。

3. マスタープランの計画期間

マスタープランの計画期間は、平成 26 年度（2014）から平成 35 年度（2023）までの 10 年間とします。

4. マスタープランの位置付け

「美濃市都市計画マスタープラン」の位置付けは、上位計画の「美濃市総合計画」及び岐阜県策定の「美濃都市計画区域マスタープラン」に即するものです。美濃市が定める用途地域の指定などの都市計画は、「美濃市都市計画マスタープラン」に即して定めることとなっており、また、美濃市の都市計画に関連する他の計画とは、整合を図るものとなっています。



5. マスタープランの構成

マスタープランは、「美濃市の現況」、「全体構想」、「地域別構想」から構成しています。

「美濃市の現況」は市の現状を統計資料等から整理・把握し、問題・課題を整理した、計画策定の基となるものです。「全体構想」は市全体の都市づくりの方針を示すものであり、「地域別構想」は地域ごとのより詳細な都市づくりの方向性を示すものです。

地域別構想は、市全域を「南部地域」、「西南部地域」及び「北部地域」の3地域に区分して検討を行います。

【美濃市都市計画マスタープラン】

《 第1章 美濃市の現況 》

1. 上位・関連計画
2. 美濃市の現況
3. 用途地域の現況解析
4. 都市づくりの問題と課題

《 第2章 全体構想 》

1. 都市づくりの基本理念と方針
2. 都市整備の方針

《 第3章 地域別構想 》

1. 地域区分（南部地域・西南部地域・北部地域）
2. 地域別の構想

6. マスタープランの策定体制・手順

マスタープランは、「市民」、「美濃市庁内」及び「有識者・各種団体等」の意見を伺い、調整を図りながらマスタープランの案を策定し、「美濃市都市計画審議会」及び「美濃市議会」を経て決定されます。

□ 市民

- ・市民アンケート調査
- ・住民説明会
- ・パブリックコメント

□ 美濃市庁内

- ・庁内ワーキンググループ：庁内関係各課職員により構成。関係資料収集・意見交換
- ・庁内検討委員会：庁内関係部・課長により構成。素案を策定

□ 有識者、各種団体等

- ・策定委員会：学識経験者、各種団体の代表及び建設部長により構成。都市計画マスタープラン（案）を策定

